レジ袋削減推進に関する協定書

鳥取中央農業協同組合(以下「甲」という。)と鳥取県連合婦人会、とっとり県消費者の会、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、北栄町女性団体連絡協議会及び鳥取県商工会女性部連合会(以下「乙」という。)並びに倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町、鳥取中部ふるさと広域連合及び鳥取県(以下「丙」という。)とは、地球温暖化防止や循環型社会構築に向けた環境配慮の実践活動の一環として抜本的にレジ袋を削減するため、本協定を締結し、次の事項について共同して取り組みます。

- 1 甲、乙及び丙は、レジ袋の辞退率8割以上を目標に互いに協力してレジ袋削減の取組を進めます。
- 2 甲は、鳥取県中部地域にある甲の店舗において、平成30年4月 1日からレジ袋の無料配布を行わないことによるレジ袋削減に取り 組みます。
- 3 甲は、レジ袋の無料配布中止による費用削減額を環境保全活動等 の充実に充てます。
- 4 乙及び丙は、甲のレジ袋の無料配布の中止を環境配慮の実践活動として評価するとともに乙の会員又は丙の職員をはじめ、その周囲への呼びかけを通じたマイバッグ持参の買物の実践により、甲の活動を支援します。
- 5 丙は、甲が実施するレジ袋の削減の取組及びマイバッグ持参による買物の実践を広く住民に広報することで、甲の活動を後押しするとともにマイバッグ持参の普及啓発に努めます。
- 6 本協定の有効期限は、特に定めないものとします。 ただし、協定締結者全ての者がこの協定の目的を達したと認めた とき又はいずれかの者が脱退を表明したときは、その時点でこの協 定は失効するものとします。
- 7 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定め のない事項で新たな定めの必要が生じたとき、又はこの協定に関し 疑義が生じたときは、協定締結当事者で協議の上、協定事項の追 加、削除、修正等必要な措置を講じるものとします。

上記のとおり協定した証として、本協定書を14通作成し、各自署 名又は記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成30年3月1日

甲(事業者) 皀取中央農業権

息取中央農業協同組合 組合長 栗原 隆政

乙 (活動賛同団体)

鳥取県連合婦人会 会長 奥本 範子 とっとり県消費者の会 会長 福井 靖子

一般社団法人

鳥取県母子寡婦福祉連合会 理事長 枠島 和江

北栄町女性団体連絡協議会会長 奥田 よしの子

鳥取県商工会女性部連合会 会長 秋田 寿江

丙 (行政)

食吉市

倉吉市長 石田耕太郎

三朝町

三朝町長 松浦 弘幸

湯梨浜町

湯梨浜町長 宮脇 正道

北栄町

北栄町長 松本 昭夫

琴浦町

琴浦町長 小松 弘明

鳥取中部ふるさと広域連合 広域連合長 石田 耕太郎

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

立会人

中部地域ノーレジ袋推進協議会長 吉田 圭子

レジ袋削減推進に関する協定書

大黒天物産株式会社(以下「甲」という。)と鳥取県連合婦人会、 とっとり県消費者の会、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、北 栄町女性団体連絡協議会及び鳥取県商工会女性部連合会(以下「乙」 という。)並びに倉吉市、鳥取中部ふるさと広域連合及び鳥取県(以 下「丙」という。)とは、地球温暖化防止や循環型社会構築に向けた 環境配慮の実践活動の一環として抜本的にレジ袋を削減するため、本 協定を締結し、次の事項について共同して取り組みます。

- 1 甲、乙及び丙は、レジ袋の辞退率8割以上を目標に互いに協力してレジ袋削減の取組を進めます。
- 2 甲は、鳥取県中部地域にある甲の店舗において、レジ袋の無料配 布を行わないことによるレジ袋削減に取り組みます。
- 3 甲は、レジ袋の無料配布中止による費用削減額を環境保全活動等の充実に充てます。
- 4 乙及び丙は、甲のレジ袋の無料配布の中止を環境配慮の実践活動として評価するとともに乙の会員又は丙の職員をはじめ、その周囲への呼びかけを通じたマイバッグ持参の買物の実践により、甲の活動を支援します。
- 5 丙は、甲が実施するレジ袋の削減の取組及びマイバッグ持参による買物の実践を広く住民に広報することで、甲の活動を後押しするとともにマイバッグ持参の普及啓発に努めます。
- 6 本協定の有効期限は、特に定めないものとします。 ただし、協定締結者全ての者がこの協定の目的を達したと認めた とき又はいずれかの者が脱退を表明したときは、その時点でこの協 定は失効するものとします。
- 7 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定め のない事項で新たな定めの必要が生じたとき、又はこの協定に関し 疑義が生じたときは、協定締結当事者で協議の上、協定事項の追 加、削除、修正等必要な措置を講じるものとします。

上記のとおり協定した証として、本協定書を10通作成し、各自署名又は記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成30年3月1日

甲(事業者) 大黒天物産株式会社 代表取締役社長 大賀 昭司

乙(活動賛同団体) 鳥取県連合婦人会 会長 奥本 範子

とっとり県消費者の会会長 福井 靖子

一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 理事長 枠島 和江 北栄町女性団体連絡協議会会長 奥田 よしの子

鳥取県商工会女性部連合会 会長 秋田 寿江

丙 (行政)

倉吉市 倉吉市長 石田耕太郎 鳥取中部ふるさと広域連合 広域連合長 石田 耕太郎

鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

立会人

中部地域ノーレジ袋推進協議会長 吉田 圭子